

VI 記録映像製作業務

- 1 企画業務
- 2 撮影業務
- 3 編集業務

記録映像製作業務特別仕様書記載例

記録映像製作業務特別仕様書記載例（企画業務単独）								
項目	内容							
第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条	<p>○○事業○○業務の施行にあたっては、別添「記録映像製作業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>							
(目的) 第1-2条	<p>本業務は、○○○事業の工事経過を記録し、国営土地改良事業の技術資料とともに、受益農家及び一般地域住民の事業に対する認識を啓発するための記録映像を作成するものである。</p>							
(業務の範囲) 第1-3条	<p>本業務の範囲は、○○分仕上げ相当の記録ビデオを作成するための企画構成及びシナリオ作成を行うものである。</p>							
(場所) 第1-4条	<p>撮影予定地（本業務対象外）は、○○県○○市（郡）○○町（村）○○地先ほか、○市○町にまたがる国営○○○○事業受益地域であり、別添位置図に示すとおりである。</p>							
(一般事項) 第1-5条	<p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりである。 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、業務の円滑な進捗を図るものとする。</p>							
(管理技術者) 第1-6条	<p>管理技術者は、プロデューサーの実務経験を有する者でなければならない。</p>							
(配置技術者の確認) 第1-7条	<p>共通仕様書第4条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第5条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1)受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2)農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>	第10条						
(保険加入) 第1-8条	<p>受注者は、共通仕様書第18条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>	第18条						
第2章 業務作業内容 (作業項目) 第2-1条	<p>本業務における作業項目は、別紙作業項目内訳表（該当項目）に○で示すとおりとする。 なお、当該業務の企画構成案は別添のとおりである。</p>							
(貸与資料等) 第2-2条	<p>貸与資料は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>貸与資料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	貸与資料	数量				第16条
分類	貸与資料	数量						
(貸与資料の取扱い) 第2-3条	<p>貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p>	第6条						

作成要領及び留意事項		
内 容	契約書	共通仕様書
<p>注：この記載例は企画業務を単独で発注した場合であり、撮影業務と同時発注する場合は、別に定める記録映像製作業務（撮影業務単独）の内容を適宜追加し作成する。 また、本企画業務は、記録映像製作業務当初発注時点のみ行う業務である。 ・共通仕様書は各事業（務）所単位にて「記録映像製作業務共通仕様書（例）」を基に作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業目的を簡素に記載する。 ・製作予定のビデオ仕上り相当時間を記入する。 	第1条	第1条
		第11条
		第10条
		第4条 第5条
		第18条
<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務に係る各事業（務）所の企画構成案を添付する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・貸与資料等について必要なものを適宜記入する（例：事業計画書等）。 ・分類の欄には、事業計画関係資料、工事関係資料、水文関係資料、設計関係資料、その他等の貸与資料により記入する。 	第16条	第6条

記録映像製作業務特別仕様書記載例（企画業務単独）	
項目	内容
第3章 業務管理 (情報共有システム) 第3条	<p>(1)本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。</p> <p>(2)情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。</p> <p>(3)受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。</p>
第4章 打合せ (打合せ) 第4条	<p>打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初回 作業着手の段階 最終回 シナリオ原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、管理技術者は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。</p>
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	<p>成果物及び提出部数は次のとおりとする。</p> <p>(1)企画構成（撮影スケジュール含む）及びシナリオ 1式 A4版 ○部 (2)同上原稿 1式</p>
(成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>○○県○○市（郡）○○町（村）○○番地 ○○農政局○○事業（務）所</p>
第6章 契約変更 (契約変更) 第6条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)第2-1条に示す「作業項目」に変更が生じた場合。 (2)第4条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3)第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4)履行期間の変更が生じた場合。 (5)関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (6)その他</p>
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする</p>

作成要領及び留意事項		
内 容	契約書	共通仕様書

記録映像製作業務特別仕様書記載例（撮影業務単独）									
項目	内容								
第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条	○○事業○○業務の施行にあたっては、別添「記録映像製作業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。								
(目的) 第1-2条	本業務は、○○事業の工事経過を記録し、国営土地改良事業の技術資料とともに、受益農家及び一般地域住民の事業に対する認識を啓発するための記録映像を作成するものである。								
(業務の範囲) 第1-3条	本業務の範囲は、○○分仕上げ相当の記録ビデオを作成するための撮影録画作業を行うものである。								
(場所) 第1-4条	本業務での撮影予定地は、○○県○○市（郡）○○町（村）○○地先ほか、別添位置図に示すとおりである。								
(一般事項) 第1-5条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりである。 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、業務の円滑な進捗を図るものとする。								
(管理技術者) 第1-6条	管理技術者は、記録映像製作業務におけるプロデューサーの実務経験を有する者でなければならない。								
(配置技術者の確認) 第1-7条	共通仕様書第4条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第5条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1)受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2)農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。								
(保険加入) 第1-8条	受注者は、共通仕様書第18条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。								
第2章 業務作業内容 (作業項目) 第2-1条	本業務における作業項目は、別紙作業項目内訳表（該当項目）に○で示すとおりとする。 なお、当該業務の撮影録画作業は、別添「撮影スケジュール」に基づく○回とする。								
(撮影材料) 第2-2条	現地撮影に用いる材料は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撮影用ビデオテープ</td> <td>本</td> <td>○○</td> <td>HDカム○分用</td> </tr> </tbody> </table>	品目	単位	数量	備考	撮影用ビデオテープ	本	○○	HDカム○分用
品目	単位	数量	備考						
撮影用ビデオテープ	本	○○	HDカム○分用						
(関連工事) 第2-3条	本業務と関連する工事等は次のとおりであり、監督職員及び関連工事の現場代理人（業務にあつては管理技術者）と調整を図りながら、撮影作業を行わなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>工事（業務）名</th> <th>工事（業務）期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	番号	工事（業務）名	工事（業務）期間					
番号	工事（業務）名	工事（業務）期間							

作成要領及び留意事項		
内 容	契約書	共通仕様書
注：この記載例は撮影業務を単独で発注した場合であり、企画業務と同時発注する場合は、別に定める記録映像製作業務（企画業務単独）の内容を適宜追加し作成する。 また、企画業務（シナリオ作成等）は一連の記録映像製作業務における初回発注時のみ計上する業務であり、本編集業務では企画業務は含まないものとする。 ・共通仕様書は各事業（務）所単位にて「記録映像製作業務共通仕様書（例）」を基に作成する。 ・作業目的を簡素に記載する。 ・製作予定のビデオ仕上り相当時間を記入する。	第1条	第1条
		第12条
・管理技術者は当該業務の技術提案書（プロポーザル方式）に記載した予定管理技術者の資格がある場合は、その要件を記入する。	第10条	
		第4条 第5条
・当該業務に係る各事業（務）所の「撮影スケジュール」を添付する。		第18条

記録映像製作業務特別仕様書記載例（撮影業務単独）								
項目	内容							
(貸与資料等) 第2-4条	<p>貸与資料は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>貸与資料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		分類	貸与資料	数量			
分類	貸与資料	数量						
(貸与資料の取扱い) 第2-5条	<p>貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p>							
第3章 業務管理 (情報共有システム) 第3条	<p>(1)本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 (2)情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。 (3)受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。</p>							
第4章 打合せ (打合せ) 第4条	<p>打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初回 初回撮影作業時 最終回 最終撮影作業時</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、管理技術者は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。</p>							
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	<p>成果物及び提出部数は次のとおりとする。</p> <p>(1)撮影成果ビデオテープ ○本 (2)検査用テープ ○本 (3)その他関連資料 1式</p>							
(成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>○○県○○市（郡）○○町（村）○○番地 ○○農政局○○事業（務）所</p>							
第6章 契約変更 (契約変更) 第6条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)第2-1条に示す「作業項目」に変更が生じた場合。 (2)第4条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3)第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4)履行期間の変更が生じた場合。 (5)関係機関等对外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (6)その他</p>							
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>							

作成要領及び留意事項			
内	容	契約書	共通仕様書
	<ul style="list-style-type: none"> ・貸与資料等について必要なものを適宜記入する（例：○○○記録映像製作業務報告書等）。 分類の欄には、記録映像関係資料、工事関係資料、設計関係資料、その他等の貸与資料により記入する。 	第16条	第6条

記録映像製作業務特別仕様書記載例（編集業務単独）																							
項目	内容																						
第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条	<p>○○事業○○業務の施行にあたっては、別添「記録映像製作業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>																						
(目的) 第1-2条	<p>本業務は、○○○事業の工事経過を記録し、国営土地改良事業の技術資料とともに、受益農家及び一般地域住民の事業に対する認識を啓発するための記録映像を製作するものである。</p>																						
(業務の範囲) 第1-3条	<p>本業務の範囲は、撮影録画された収録用テープを○○分相当仕上げの記録ビデオに仕上げるための編集作業を行うものとする。</p>																						
(場所) 第1-4条	<p>本業務の対象地域は、○○県○○市（郡）○○町（村）○○地先ほか、○市○町にまたがる国営○○○○事業受益地域であり、別添位置図に示すとおりである。</p>																						
(一般事項) 第1-5条	<p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は次のとおりである。 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、業務の円滑な進捗を図るものとする。</p>																						
(管理技術者) 第1-6条	<p>管理技術者は、記録映像製作業務におけるプロデューサーの実務経験を有する者でなければならない。</p>																						
(配置技術者の確認) 第1-7条	<p>共通仕様書第4条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第5条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1)受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2)農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>																						
(保険加入) 第1-8条	<p>受注者は、共通仕様書第18条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>																						
第2章 業務作業内容 (作業項目) 第2-1条	<p>本業務における作業項目は、別紙作業項目内訳表（該当項目）に○で示すとおりとする。</p>																						
(材料) 第2-2条	<p>本業務の使用材料は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料</th> <th>単位</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マザーテープ</td> <td>本</td> <td>○○</td> <td>HDカム</td> </tr> <tr> <td>納品用ビデオテープ</td> <td>本</td> <td>○○</td> <td>1/2VHS N T S C 方式</td> </tr> <tr> <td>納品用DVD</td> <td>枚</td> <td>○○</td> <td>メニューなし又はメニューあり</td> </tr> </tbody> </table>			材 料	単位	数 量	備 考	マザーテープ	本	○○	HDカム	納品用ビデオテープ	本	○○	1/2VHS N T S C 方式	納品用DVD	枚	○○	メニューなし又はメニューあり				
材 料	単位	数 量	備 考																				
マザーテープ	本	○○	HDカム																				
納品用ビデオテープ	本	○○	1/2VHS N T S C 方式																				
納品用DVD	枚	○○	メニューなし又はメニューあり																				
(作画) 第2-3条	<p>本業務の作画作業（タイトル・テロップ等の作成）は次のとおりを想定している。</p> <p>(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作 業</th> <th>単位</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タ イ ト ル</td> <td>回</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C G 作 成</td> <td>秒</td> <td>○○</td> <td>2次元又は3次元</td> </tr> <tr> <td>テ ロ ッ ブ</td> <td>枚</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フ リ ッ ブ</td> <td>枚</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			作 業	単位	数 量	備 考	タ イ ト ル	回	○○		C G 作 成	秒	○○	2次元又は3次元	テ ロ ッ ブ	枚	○○		フ リ ッ ブ	枚	○○	
作 業	単位	数 量	備 考																				
タ イ ト ル	回	○○																					
C G 作 成	秒	○○	2次元又は3次元																				
テ ロ ッ ブ	枚	○○																					
フ リ ッ ブ	枚	○○																					

作成要領及び留意事項			
内 容	契約書	共通仕様書	
<p>注： この記載例は編集業務を単独で発注した場合の内容であり、撮影業務と同時発注する場合は、別に定める記録映像製作業務（撮影業務単独）の内容を適宜追加し作成する。</p> <p>また、企画業務（シナリオ作成等）は一連の記録映像製作業務における当回発注時点のみ計上する業務であり、本編集業務では企画業務は含まないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書は各事業（務）所単位にて「記録映像製作業務共通仕様書（例）」を基に作成する。 ・作業目的を簡素に記載する。 ・製作予定のビデオ仕上り相当時間を記入する。 			第1条
<p>・管理技術者は当該業務の技術提案書（プロポーザル方式）に記載した予定管理技術者の資格がある場合は、その要件を記入する。</p>			第10条
<p>・編集作業が必要となる記録媒体及び所要材料の数量を○○に記入する。</p> <p>・マザーテープの備考欄のデジタルβカム又はD2については、使用する規格を記入する。</p> <p>・納品用DVDの備考欄については、メニューの有無を記入する。</p>			第4条 第5条
<p>・作画作業が必要となる場合は、構成時間に対する必要回数、必要時間を○○に記入する。</p> <p>・備考欄の2次元又は3次元については、使用する規格を記入する。</p>			第18条

記録映像製作業務特別仕様書記載例（編集業務単独）																					
項目	内容																				
(録音) 第2-4条	<p>本業務の録音作業（ナレーション作成）は次のとおりである。</p> <p>（例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M A V 作業</td> <td>時間</td> <td>○○</td> <td>デジタルシステム</td> </tr> <tr> <td>選曲</td> <td>時間</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ナレーター</td> <td>時間</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>擬音効果</td> <td>時間</td> <td>○○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業	単位	数量	備考	M A V 作業	時間	○○	デジタルシステム	選曲	時間	○○		ナレーター	時間	○○		擬音効果	時間	○○	
作業	単位	数量	備考																		
M A V 作業	時間	○○	デジタルシステム																		
選曲	時間	○○																			
ナレーター	時間	○○																			
擬音効果	時間	○○																			
(貸与資料等) 第2-5条	<p>貸与資料は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>貸与資料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	貸与資料	数量																	
分類	貸与資料	数量																			
(貸与資料の取扱い) 第2-6条	<p>貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p>																				
第3章 業務管理 (情報共有システム) 第3条	<p>(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。</p> <p>(2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。</p>																				
第4章 打合せ (打合せ) 第4条	<p>打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初回 編集作業着手段階 最終回 編集作業最終段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、管理技術者は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。</p>																				
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	<p>成果物及び提出部数は次のとおりとする。</p> <p>(1) マザーテープ 1本（ケース入り） (2) 納品用ビデオテープ ○○本（ケース入り） (3) 納品用DVD ○枚 (4) その他の関連資料 1式</p>																				
(成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>○○県○○市（郡）○○町（村）○○番地 ○○農政局○○事業（務）所</p>																				

作成要領及び留意事項			
内 容	契約書	共通仕様書	
・ 録音作業が必要な場合は、構成時間に対する必要時間を○○に記入する。			第14条
・ 貸与資料等について必要なものを適宜記入する（例：○○○記録映像製作業務収録用ビデオテープ等。又分類の欄には、記録映像関係資料、事業計画関係資料等と貸与資料を分類して記入。）	第16条	第6条	
・ 納品を求める記録媒体及び数量を記入する。			第15条

記録映像製作業務特別仕様書記載例（編集業務単独）		
項目	内容	
第6章 契約変更 (契約変更) 第6条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第2-1条に示す「作業項目」に変更が生じた場合。 (2) 第4条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (6) その他 	第17～20条
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7条	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする</p>	第58条

作成要領及び留意事項			
内	容	契約書	共通仕様書